

## 企画競争実施の公示

平成 31 年 2 月 15 日  
独立行政法人 国際観光振興機構  
理事長 清野 智

企画競争について、次の通り公示する。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 2019 年度 MICE 誘致・開催支援事業
- (2) 業務内容 国際会議誘致・開催の意義やその取組みに関する認知度を向上させるため、国内外に対し発信力やネットワークを有する者を MICE アンバサダーに任命し、MICE 開催国としての日本の広報活動や国際会議の誘致活動に寄与していただく MICE アンバサダープログラムを実施する。  
また、国際会議の誘致・開催支援、及び、「国際会議開催マニュアル」制作（改訂）を行い、国際会議運営に関わる主催者の負担軽減を目指す。また、企業ミーティング、インセンティブ旅行の開催支援を行うことで MICE による訪日外国人の拡大を目指す。
- (3) 履行期限 2020 年 3 月 27 日（金）

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 平成 28・29・30 年度の資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）を有する者。
- (2) 独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則第 26 条の規定に該当しない者。
- (3) 当機構から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 実施場所

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-1 細井ビル 4 階 電話 03-6691-4852  
国際観光振興機構 MICE プロモーション部

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

<期間> 2019 年 2 月 15 日（金）から 2019 年 3 月 20 日（水）  
（受付時間：平日 9 時 30 分～17 時（12 時～13 時を除く））

<場所・方法> 東京都新宿区四谷 4-4-1 四谷国際ビル  
国際観光振興機構 1 階総合受付において交付

※全省庁統一の競争参加資格の認定を受けていない者であっても、説明書の交付を受けることができるが、企画提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

#### (3) 企画書の提出期限、場所及び方法

2019 年 3 月 27 日（水）17 時まで。

新宿区四谷 4-1 細井ビル 4 階 国際観光振興機構 MICE プロモーション部

※説明書交付場所と異なるため注意のこと

- ① 企画提案書は、封筒に入れ封印し、かつ、氏名（法人の場合はその名称及び称号）及び「3 月 27 日提出期限[2019 年度 MICE 誘致・開催支援事業]」と朱書し、提出期限までに 3. (1) に示す場所まで持参すること。
- ② 「①」のほか、郵便（書留郵便に限る）及び宅配便貨物（配達記録の出来るものに限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「3 月 27 日提出期限[2019 年度 MICE 誘致・開催支援事業]企画提案書在中」の旨朱書し、中封筒には持参する場合と同様に氏名等を朱書し、提出期限までに必着で 3. (1) の担当者：安藤・豊島・康宛を明記のうえ送付する
- ③ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による企画書の提出は認めない。

#### (4) 説明会実施の有無

無

#### (5) 企画提案に関するヒアリングの有無

必要に応じて行う場合がある。

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画書の作成及び提出に要する費用は、企画書提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された企画書は、当該企画者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計規程等に基づく契約手続きの完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、公表することとする。
  - ① 調達件名、契約方法、契約日、契約者、契約金額、企画競争公示日、申込締め切り
- (9) 本業務は、平成31年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。
- (10) 落札事業者は平成31・32・33年度資格審査結果通知書（全国省庁統一資格）を取得次第、速やかにその写しを3.(1)の担当者に提出すること。
- (11) その他の詳細は説明書による。

#### 5. 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

##### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

##### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高。
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上 2分の1未満、2分の1以上 3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

##### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

##### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上